

## ○桜井宇陀広域連合職員の定年等に関する条例

〔平成9年3月31日〕

条例第11号

改正 令和5年3月30日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(準用)

第4条 第1条から前条までに定めるもののほか、桜井宇陀広域連合職員の定年等に関する事項の定めについては、桜井市の職員の定年等に関する条例（昭和58年6月桜井市条例第12号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第4号抄）

(施行時期等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例に定めるもののほか、桜井宇陀広域連合職員の定年等に関する事項の定めについては、桜井市の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年12月桜井市条例第22号）の例による。